

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
<b>別表第1</b>			
(1) 税その他の公課に関する証明手数料	ア 窓口又は郵送で交付するもの	300円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額)	400円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額)
	イ 多機能端末機で交付するもの	200	200
(2) 営業又は職業に関する証明手数料		300	400
(3) 固定資産税に関する受理証明手数料		300	400
(4) 土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料		300円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額)	400円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額)
(5) 戸籍、本籍、住所又は居住に関する証明手数料		300	400
(6) 身元又は身分に関する証明手数料		300	400
(7) 資格又は経歴に関する証明手数料		300	400
(8) 埋葬、火葬又は改葬に関する証明手数料		300	400
(9) 原爆死没者名簿登載証明手数料		300	400
(10) 福祉事業に関する証明手数料		300	400
(11) 長崎市立高等看護学院に関する証明手数料		300	400
(12) 保健所における申請若しくは届出の受理又は許可に関する証明手数料		300	400
(13) 食品衛生監視票交付手数料		300	400
(14) 飲食店等営業届出に関する受理証明手数料		300	400
(15) 管理医療機器販売業届出に関する受理証明手数料		300	400
(16) 旅館業等営業届出に関する受理証明手数料		300	400

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類	料 金	
	~R8.3.31	R8.4.1~
(17)国民健康保険の資格に関する証明手数料	300	400
(18)国民健康保険保険給付費の返還に関する証明手数料	300	400
(19)保育所の入所等に関する証明手数料	300	400
(20)市道に関する証明手数料	300	400
(21)市営住宅に関する証明手数料	300	400
(22)建築確認台帳記載事項証明手数料	300	400
(23)被相続人居住用家屋確認書又は低未利用土地確認書交付申請手数料	300	400
(24)生活保護受給証明書等交付手数料	300	400
(25)道路、水路、市有地等の境界等に関する確認証明手数料	300	400
(26)防火管理資格講習修了証明手数料	300	400
(27)防火対象物点検報告特例認定通知証明手数料	300	400
(28)防災管理点検報告特例認定通知証明手数料	300	400
(29)救急搬送証明手数料	300	400
(30)農地又は採草放牧地に関する証明手数料	300	400
(31)非農地証明手数料	500	750
(32)農業従事者証明手数料	300	400

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
別表第2				
1 長崎市火災予防条例				
(1) 危険物タンク検査手数料	ア 水張検査	(ア)容量600リットル以下のもの	6,000	6,000
		(イ)容量600リットルを超えるもの	11,000	11,000
(2) 指定可燃物タンク検査手数料	ア 水張検査	(ア)容量1万リットル以下のもの	6,000	6,000
		(イ)容量1万リットルを超え100万リットル以下のもの	11,000	11,000
		(ウ)容量100万リットルを超え200万リットル以下のもの	15,000	15,000
		(エ)容量200万リットルを超えるもの	1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
	イ 水圧検査	(ア)容量600リットル以下のもの	6,000	6,000
		(イ)容量600リットルを超え1万リットル以下のもの	11,000	11,000
		(ウ)容量1万リットルを超え2万リットル以下のもの	15,000	15,000
		(エ)容量2万リットルを超えるもの	1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
2 長崎市印鑑条例				
(1) 印鑑登録証の交付手数料			300	400
(2) 印鑑に関する証明手数料	ア 窓口又は郵送で交付するもの		300	400
	イ 多機能端末機で交付するもの		200	200
3 長崎市認可地縁団体印鑑条例				
(1) 認可地縁団体の印鑑に関する証明手数料			300	400

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金		
		~R8.3.31	R8.4.1~	
別表第3				
1 水難救護法				
(1) 海難報告書の認証手数料		300	300	
2 地方自治法				
(1) 認可地縁団体の告示事項に関する証明手数料		300	400	
3 食品衛生法				
(1) 飲食店営業許可申請手数料	ア イ又はウ以外の営業	(ア)新規	16,000	16,000
		(イ)更新	12,000	12,000
	イ 自動車、仮設等による営業		7,200	7,200
	ウ 臨時の営業		2,000	2,000
	(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料		7,200	7,200
(3) 食肉販売業許可申請手数料	ア 新規		9,600	9,600
	イ 更新		7,200	7,200
(4) 魚介類販売業許可申請手数料	ア イ以外の営業	(ア)新規	9,600	9,600
		(イ)更新	7,200	7,200
	イ 自動車による営業		7,200	7,200
(5) 魚介類競り売り営業許可申請手数料	ア 新規		21,000	21,000
	イ 更新		15,800	15,800

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			~R8.3.31	R8.4.1~
(6) 集乳業許可申請手数料	ア 新規		9,600	9,600
	イ 更新		7,200	7,200
(7) 乳処理業許可申請手数料	ア 新規		21,000	21,000
	イ 更新		15,800	15,800
(8) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	ア 新規		21,000	21,000
	イ 更新		15,800	15,800
(9) 食肉処理業許可申請手数料	ア 新規		21,000	21,000
	イ 更新		15,800	15,800
(10) 食品の放射線照射業許可申請手数料	ア 新規		21,000	21,000
	イ 更新		15,800	15,800
(11) 菓子製造業許可申請手数料	ア 新規		14,000	14,000
	イ 更新		10,500	10,500
(12) アイスクリーム類製造業許可申請手数料	ア 新規		14,000	14,000
	イ 更新		10,500	10,500
(13) 乳製品製造業許可申請手数料	ア 新規		21,000	21,000
	イ 更新		15,800	15,800
(14) 清涼飲料水製造業許可申請手数料	ア 新規		21,000	21,000
	イ 更新		15,800	15,800

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		~R8.3.31	R8.4.1~
(15) 食肉製品製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(16) 水産製品製造業許可申請手数料	ア 新規	16,000	16,000
	イ 更新	12,000	12,000
(17) 冰雪製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(18) 液卵製造業許可申請手数料	ア 新規	14,000	14,000
	イ 更新	10,500	10,500
(19) 食用油脂製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(20) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	ア 新規	16,000	16,000
	イ 更新	12,000	12,000
(21) 酒類製造業許可申請手数料	ア 新規	16,000	16,000
	イ 更新	12,000	12,000
(22) 豆腐製造業許可申請手数料	ア 新規	14,000	14,000
	イ 更新	10,500	10,500
(23) 納豆製造業許可申請手数料	ア 新規	14,000	14,000
	イ 更新	10,500	10,500

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		~R8.3.31	R8.4.1~
(24) 麺類製造業許可申請手数料	ア 新規	14,000	14,000
	イ 更新	10,500	10,500
(25) そうざい製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(26) 複合型そうざい製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(27) 冷凍食品製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(28) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(29) 漬物製造業許可申請手数料	ア 新規	14,000	14,000
	イ 更新	10,500	10,500
(30) 密封包装食品製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800
(31) 食品の小分け業許可申請手数料	ア 新規	14,000	14,000
	イ 更新	10,500	10,500
(32) 添加物製造業許可申請手数料	ア 新規	21,000	21,000
	イ 更新	15,800	15,800

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		~R8.3.31	R8.4.1~
<b>4 理容師法及び美容師法</b>			
(1) 理容所又は美容所の検査手数料		16,000	16,000
<b>5 温泉法</b>			
(1) 温泉利用許可申請手数料		35,000	35,000
(2) 温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		7,400	7,400
<b>6 興行場法</b>			
(1) 興行場営業許可申請手数料	ア 常設の営業	20,000	20,000
	イ 臨時又は仮設の営業	6,000	6,000
<b>7 旅館業法</b>			
(1) 旅館業許可申請手数料		22,000	22,000
(2) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		7,400	7,400
<b>8 公衆浴場法</b>			
(1) 浴場業許可申請手数料		22,000	22,000
<b>9 化製場等に関する法律</b>			
(1) 化製場設置許可申請手数料		21,000	25,000
(2) 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料		13,000	15,000
(3) 動物の飼養又は収容の許可申請手数料		7,000	7,000

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		~R8.3.31	R8.4.1~
<b>10 医療法</b>			
(1) 病院開設許可申請手数料		41,000	41,000
(2) 診療所開設許可申請手数料		18,000	18,000
(3) 助産所開設許可申請手数料		11,000	11,000
(4) 病院検査手数料	ア イ以外の場合	43,000	43,000
	イ 構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	22,000	22,000
(5) 診療所検査手数料	ア イ以外の場合	22,000	22,000
	イ 構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	11,000	11,000
(6) 助産所検査手数料	ア イ以外の場合	16,000	16,000
	イ 構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	8,000	8,000
<b>11 死体解剖保存法</b>			
(1) 死体保存許可申請手数料		3,400	3,400

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金		
		～R8.3.31	R8.4.1～	
<b>12 建築基準法</b>				
(1) 建築物に関する確認申請等手数料	ア 建築物を建築する場合(イ及びウに掲げる場合並びにエ及びオに掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(ア) 30平方メートル以内のもの	8,000	8,000
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000	18,000
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000	31,000
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	42,000	42,000
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	66,000	66,000
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	97,000	97,000
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	231,000	231,000
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	335,000	335,000
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	561,000	561,000
	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第2項(これらの規定を建築物省エネ法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)を建築する場合(ウに掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(ア) 一戸建て住宅で200平方メートル未満のもの	アの規定による金額に1万1,000円を加算した金額	アの規定による金額に1万1,000円を加算した金額
		(イ) 一戸建て住宅で200平方メートル以上のもの	アの規定による金額に1万2,000円を加算した金額	アの規定による金額に1万2,000円を加算した金額
		(ウ) 共同住宅等で300平方メートル未満のもの	アの規定による金額に2万1,000円を加算した金額	アの規定による金額に2万1,000円を加算した金額
		(エ) 共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	アの規定による金額に3万3,000円を加算した金額	アの規定による金額に3万3,000円を加算した金額
		(オ) 共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	アの規定による金額に5万3,000円を加算した金額	アの規定による金額に5万3,000円を加算した金額
		(カ) 共同住宅等で5,000平方メートル以上のもの	アの規定による金額に6万9,000円を加算した金額	アの規定による金額に6万9,000円を加算した金額

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
(2) 建築物に関する完了 検査申請等手数料	ウ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、アに掲げる区分	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額
	エ 建築物を移転(建築基準法第86条の7第4項の政令で定める範囲の移転に限る。)し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(オに掲げる場合を除く。)は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額
	オ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額
	ア 建築物を建築した場合 (イに掲げる場合及びウに掲げる移転した場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(ア) 30平方メートル以内のもの	20,000	20,000
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000	26,000
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000	38,000
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000	43,000
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	59,000	59,000
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	80,000	80,000
(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000	193,000	
(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	282,000	282,000	
(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	493,000	493,000	

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
イ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物(建築基準法施行規則第4条第4号八に該当する場合(特定建築行為(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。次号において同じ。)を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(ア) 30平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	アの規定による金額に6,000円を加算した金額	アの規定による金額に6,000円を加算した金額
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	アの規定による金額に1万円を加算した金額	アの規定による金額に1万円を加算した金額
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額	アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額
	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額	アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額
	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額	アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額
	ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金		
		～R8.3.31	R8.4.1～	
(3) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料	ア 建築物(当該建築物が建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物である場合に限る。ウにおいて同じ。)を建築した場合(移転した場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(ア) 30平方メートル以内のもの	16,000	16,000
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	23,000	23,000
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	35,000	35,000
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	40,000	40,000
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000	55,000
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	76,000	76,000
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	182,000	182,000
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	268,000	268,000
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	474,000	474,000
	イ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(ア) 30平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	アの規定による金額に6,000円を加算した金額	アの規定による金額に6,000円を加算した金額
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	アの規定による金額に1万円を加算した金額	アの規定による金額に1万円を加算した金額
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額	アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額	アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額	アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	
	ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分		アに掲げる区分による金額	アに掲げる区分による金額

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
(4) 建築物に関する中間 検査申請等手数料	ア 中間検査を行う部分の 床面積の合計に応じ、次に 掲げる区分	(ア) 30平方メートル以内のもの	15,000	15,000
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	20,000	20,000
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	32,000	32,000
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	38,000	38,000
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	52,000	52,000
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	70,000	70,000
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	159,000	159,000
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	239,000	239,000
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	430,000	430,000
(5) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		120,000	120,000	
(6) 道路位置指定申請手数料		50,000	60,000	
(7) 道路位置指定変更申請手数料		50,000	60,000	
(8) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		26,000	26,430	
(9) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		33,000	32,800	
(10) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		33,000	32,800	
(11) 道路内における建築認定申請手数料		26,000	26,430	
(12) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		160,000	157,660	
(13) 壁面線外における建築許可申請手数料		160,000	157,660	

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
(14)	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000	177,060
(15)	用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築等許可申請手数料	120,000	116,690
(16)	用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築許可申請手数料	140,000	136,990
(17)	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000	157,660
(18)	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	25,800	26,420
(19)	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	154,200	157,660
(20)	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	32,600	33,260
(21)	建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000	157,660
(22)	建築物の高さの特例認定申請手数料	25,800	26,420
(23)	建築物の高さの許可申請手数料	154,200	157,660
(24)	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000	157,660
(25)	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000	26,430
(26)	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	154,200	157,660
(27)	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000	157,660
(28)	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000	157,660
(29)	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000	157,660
(30)	再開発等促進区内等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000	26,430
(31)	再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000	157,660

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
(32)	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000	26,430
(33)	地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000	157,660
(34)	地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000	26,430
(35)	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	160,000	157,660
(36)	1年以内の仮設興行場等建築許可申請手数料	120,300	116,890
(37)	1年を超える仮設興行場等建築許可申請手数料	160,300	157,080
(38)	一団地内の建築物の特例認定申請手数料 ア 建築物の数が1又は2である場合	63,600	65,010
	イ 建築物の数が3以上である場合	63,600円に2を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	65,010円に2を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額
(39)	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 ア 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合	63,600	65,010
	イ 建築物の数が2以上である場合	63,600円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	65,010円に1を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額
(40)	一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 ア 建築物の数が1又は2である場合	199,100	202,870
	イ 建築物の数が3以上である場合	199,100円に2を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	202,870円に2を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額
(41)	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 ア 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合	199,100	202,870
	イ 建築物の数が2以上である場合	199,100円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	202,870円に1を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額
(42)	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合	63,600	65,010
	イ 建築物の数が2以上である場合	63,600円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	65,010円に1を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
(43) 一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合		199,100	202,870
	イ 建築物の数が2以上である場合	199,100円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	202,870円に1を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	
(44) 一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	ア 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合		199,100	202,870
	イ 建築物の数が2以上である場合	199,100円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	202,870円に1を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	
(45) 一団地内の建築物の認定又は許可の取消し申請手数料			6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た金額を加算した金額	6,340円に現に存する建築物の数に11,970円を乗じて得た金額を加算した金額
(46) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			27,000	26,840
(47) 既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画認定申請手数料			27,000	26,840
(48) 既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料			27,000	26,840
(49) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画認定申請手数料			27,000	26,430
(50) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料			27,000	26,430
(51) 既存建築物の用途を一時的に興行場等に変更する場合の許可申請手数料			120,300	116,890
(52) 既存建築物の用途を一時的に特別興行場等に変更する場合の許可申請手数料			160,300	156,980
(53) 建築設備に関する確認申請等手数料	ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。)	(ア) 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)	13,000	13,000
		(イ) 小荷物専用昇降機	6,000	6,000
	イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	(ア) 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)	9,000	9,000
		(イ) 小荷物専用昇降機	4,000	4,000

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金		
		～R8.3.31	R8.4.1～	
(54) 建築設備に関する完了検査申請等手数料	ア 建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)を設置した場合	17,000	17,000	
	イ 小荷物専用昇降機を設置した場合	11,000	11,000	
	(55) 工作物に関する確認申請等手数料	ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)	13,000	13,000
		イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	9,000	9,000
	(56) 工作物に関する完了検査申請等手数料		12,000	12,000
	(57) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		26,000	26,430
(58) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料		26,000	26,430	
<b>13 クリーニング業法</b>				
(1) クリーニング所検査手数料		16,000	16,000	
<b>14 地方税法</b>				
(1) 固定資産課税台帳記載事項証明手数料		300円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額)	400円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額)	
<b>15 狂犬病予防法</b>				
(1) 犬の登録手数料		3,000	3,900	
(2) 狂犬病予防注射済票交付手数料		550	690	
(3) 抑留した犬の飼養管理手数料		366	540	
(4) 抑留した犬の返還手数料		3,771	4,900	
(5) 狂犬病予防注射手数料		2,580	3,350	
(6) 犬の鑑札の再交付手数料		1,600	1,840	
(7) 狂犬病予防注射済票再交付手数料		340	510	

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
<b>16 毒物及び劇物取締法</b>				
(1) 毒物劇物販売業登録申請手数料			14,700	14,700
(2) 毒物劇物販売業登録更新申請手数料			6,400	6,400
(3) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付手数料			2,400	2,400
(4) 毒物劇物販売業登録票の再交付手数料			4,000	4,000
<b>17 と畜場法</b>				
(1) 一般と畜場設置許可申請手数料			22,000	22,000
(2) 簡易と畜場設置許可申請手数料			10,000	10,000
(3) と畜検査手数料	ア 普通と畜の場合	(ア)牛又は馬	500	500
		(イ)生後1年未満の牛又は馬	250	250
		(ウ)豚	250	250
		(エ)山羊又はめん羊	150	150
	イ 勤務時間外又は切迫と畜の場合	(ア)牛又は馬	1,300	1,300
		(イ)生後1年未満の牛又は馬	1,000	1,000
		(ウ)豚	650	650
		(エ)山羊又はめん羊	400	400

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
<b>18 租税特別措置法</b>				
(1) 優良宅地造成認定申請手数料	ア 造成宅地の面積に応じ、次に掲げる区分	(ア)0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	130,000	143,000
		(イ)0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	190,000	209,000
		(ウ)0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	260,000	286,000
		(エ)1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	390,000	429,000
		(オ)3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	510,000	561,000
		(カ)6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	660,000	726,000
		(キ)10ヘクタール以上のもの	870,000	957,000
(2) 優良住宅新築認定申請手数料	ア 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(ア)100平方メートル以下のもの	6,200	6,270
		(イ)100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	8,600	8,610
		(ウ)500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	13,000	12,970
		(エ)2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	35,000	35,080
		(オ)1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	43,000	43,120
		(カ)5万平方メートルを超えるもの	58,000	58,190
(3) 優良宅地造成認定申請手数料			86,000	103,200
(4) 優良住宅新築認定申請手数料	ア 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(ア)100平方メートル以下のもの	6,200	6,270
		(イ)100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	8,600	8,610
		(ウ)500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	13,000	12,970
		(エ)2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	35,000	35,080
		(オ)1万平方メートルを超えるもの	43,000	43,120
(5) 住宅用家屋証明申請手数料			1,300	1,300

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類	料 金	
	~R8.3.31	R8.4.1~
<b>19 臨床検査技師等に関する法律</b>		
(1) 衛生検査所登録申請手数料	80,000	80,000
(2) 衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	8,200	8,200
(3) 衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,200	8,200
(4) 衛生検査所登録変更申請手数料	61,000	61,000
<b>20 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b>		
(1) 薬局開設許可申請手数料	29,000	29,000
(2) 薬局開設許可更新申請手数料	11,000	11,000
(3) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請手数料	5,700	5,700
(4) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	4,400	4,400
(5) 薬局製造販売医薬品の製造業許可申請手数料	11,000	11,000
(6) 薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料	5,600	5,600
(7) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認申請手数料	90	90
(8) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	90	90
(9) 医薬品販売業許可申請手数料	29,000	29,000
(10) 医薬品販売業許可更新申請手数料	11,000	11,000
(11) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	29,000	29,000
(12) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	11,000	11,000

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
	(13) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可申請手数料	3,800	3,800
	(14) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の書換え交付手数料	2,000	2,000
	(15) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の再交付手数料	2,900	2,900
	(16) 薬局開設許可証の書換え交付手数料	2,000	2,000
	(17) 薬局開設許可証の再交付手数料	2,900	2,900
	(18) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の書換え交付手数料	2,000	2,000
	(19) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の再交付手数料	2,900	2,900
	(20) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の書換え交付手数料	2,000	2,000
	(21) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の再交付手数料	2,900	2,900
	(22) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料	2,000	2,000
	(23) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料	2,900	2,900

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
<b>21 宅地造成及び特定盛土等規制法</b>				
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	ア 盛土又は切土をする土地の面積に応じ、次に掲げる区分	(ア)500平方メートル以内のもの	21,000	21,980
		(イ)500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	32,000	32,970
		(ウ)1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	44,000	45,010
		(エ)2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	62,000	62,840
		(オ)3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	72,000	72,750
		(カ)5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	96,000	96,830
		(キ)1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	150,000	151,800
		(ク)2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	228,000	230,310
		(ケ)4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	354,000	356,990
		(コ)7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	498,000	501,460
		(サ)10万平方メートルを超えるもの	642,000	646,450
(2) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	ア 土石の堆積を行う土地の面積に応じ、次に掲げる区分	(ア)500平方メートル以内のもの	16,000	16,750
		(イ)500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000	18,840
		(ウ)1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	21,000	21,980
		(エ)2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	24,000	25,120
		(オ)3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	34,000	35,070
		(カ)5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	37,000	38,210
		(キ)1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	44,000	45,010
		(ク)2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	58,000	59,150
		(ケ)4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	78,000	79,040
		(コ)7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	114,000	115,680
		(サ)10万平方メートルを超えるもの	138,000	139,230

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
(3)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料		642,000	646,450
(4)	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料		138,000	139,230
(5)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	ア 盛土又は切土をする土地の面積に応じ、次に掲げる区分		
		(ア)500平方メートル以内のもの	10,000	10,460
		(イ)500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000	11,510
		(ウ)1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000	12,560
		(エ)2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	13,000	13,610
		(オ)3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15,000	15,180
		(カ)5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	16,000	16,220
		(キ)1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	17,000	17,790
		(ク)2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	18,000	18,840
		(ケ)4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	20,000	20,930
		(コ)7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	26,000	26,690
		(サ)10万平方メートルを超えるもの	27,000	27,210
(6)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明手数料		300	5,370
(7)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明手数料		300	400

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
<b>22 住民基本台帳法</b>				
(1) 住民基本台帳の閲覧手数料			300	400
(2) 住民票の写しの交付手数料	ア 窓口又は郵送で交付するもの		300	400
	イ 多機能端末機で交付するもの		200	200
(3) 除票の写しの交付手数料			300	400
(4) 住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料			300	400
(5) 他市町村の住民票の写しの交付手数料			300	400
(6) 戸籍の附票の写しの交付手数料	ア 窓口又は郵送で交付するもの		300	400
	イ 多機能端末機で交付するもの		200	200
(7) 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料			300	400
<b>23 都市計画法</b>				
(1) 開発行為許可申請手数料	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分	(ア) 0.1ヘクタール未満	8,600	10,550
		(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000	26,390
		(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000	51,600
		(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	86,000	103,200
		(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000	143,000
		(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000	187,000
		(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000	242,000
		(ク) 10ヘクタール以上	300,000	330,000

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金		
		～R8.3.31	R8.4.1～	
イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分	(ア) 0.1ヘクタール未満	13,000	15,600	
	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000	36,000	
	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000	78,000	
	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000	132,000	
	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満	200,000	220,000	
	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満	270,000	297,000	
	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満	340,000	374,000	
	(ク) 10ヘクタール以上	480,000	528,000	
	ウ その他の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分	(ア) 0.1ヘクタール未満	86,000	103,200
		(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000	143,000
		(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000	209,000
		(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	260,000	286,000
		(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満	390,000	429,000
		(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満	510,000	561,000
		(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満	660,000	726,000
(ク) 10ヘクタール以上		870,000	957,000	
(2) 開発行為変更許可申請手数料	870,000	957,000		
(3) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	46,000	55,200		
(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	26,000	31,200		

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金	
			～R8.3.31	R8.4.1～
(5) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	ア 敷地の面積に応じ、次に掲げる区分	(ア) 0.1ヘクタール未満	6,900	8,440
		(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	18,000	21,600
		(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	39,000	46,800
		(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	69,000	82,800
		(オ) 1ヘクタール以上	97,000	116,400
	(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,700	2,110
		イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,700	3,250
		ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	17,000	20,400
	(7) 開発登録簿の写しの交付手数料		470	610
	(8) 開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料		300	5,220
<b>24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この項において「廃棄物処理法」という。)</b>				
(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料		14,000	16,800	
(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料		22,000	26,390	
(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		12,000	14,400	
(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料		20,000	24,000	
(5) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	ア 廃棄物処理法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	130,000	130,000	
	イ ア以外のもの	110,000	110,000	

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
(6) 一般廃棄物処理施設 変更許可申請手数料	ア 廃棄物処理法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000	120,000
	イ ア以外のもの	100,000	100,000
(7) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		33,000	33,000
(8) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		20,000	20,000
(9) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		70,000	70,000
(10) 一般廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料		70,000	70,000
(11) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		33,000	33,000
(12) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		20,000	20,000
(13) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		70,000	70,000
(14) 産業廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料		70,000	70,000
<b>25 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「動物愛護法」という。)</b>			
(1) 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料		15,000	18,000
(2) 特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料		11,000	13,200
(3) 犬又は猫の引取手数料		2,095	2,720
<b>26 浄化槽法</b>			
(1) 浄化槽清掃業許可申請手数料		2,000	2,800
(2) 浄化槽保守点検業登録手数料		32,500	33,600

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金			
		～R8.3.31	R8.4.1～		
<b>27 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下この項において「食鳥検査法」という。)</b>					
(1) 食鳥処理事業許可申請手数料		19,000	19,000		
(2) 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料		10,000	10,000		
(3) 食鳥検査手数料		4	4		
(4) 確認規程認定申請手数料		5,500	5,500		
(5) 確認規程変更認定申請手数料		2,300	2,300		
<b>28 計量法</b>					
(1) 計量器定期検査手数料	ア 非自動はかり	(ア)検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの	a ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400	1,710
			b ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,800	2,020
			c ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200	2,330
			d ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,100	3,030
		(イ)棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250	500	

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金			
			～R8.3.31	R8.4.1～		
		(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	a ひょう量が100キログラム以下のもの	500	750	
		b ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	900	1,260		
		c ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1,500	1,790		
		d ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	2,100	2,260		
		e ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,700	4,300		
		f ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,900	6,780		
		g ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	10,700	9,730		
		h ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,000	13,050		
		i ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,100	16,210		
		j ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	21,600	18,140		
		k ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	29,800	24,450		
		l ひょう量が50トンを超えるもの	51,200	40,930		
		(エ)最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものである場合は、(ア)から(ウ)までに掲げる区分			(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の2倍に相当する金額	(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の2倍に相当する金額
			イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		10	10
	(2) 適正計量管理事業所指定検査手数料		7,400	8,040		

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金	
		～R8.3.31	R8.4.1～
<b>29 介護保険法</b>			
(1)	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	15,000	18,000
(2)	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	10,000	13,000
(3)	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	58,000	63,320
	ア 指定地域密着型介護老人福祉施設 イ ア以外のもの		
(4)	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	17,000	20,400
	ア 指定地域密着型介護老人福祉施設 イ ア以外のもの		
(5)	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	15,000	18,000
(6)	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	10,000	13,000
(7)	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	58,000	63,320
(8)	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	17,000	20,400
(9)	介護老人保健施設開設許可申請手数料	58,000	63,320
(10)	介護老人保健施設変更許可申請手数料(構造又は設備の変更を伴うものに限る。)	33,000	39,030
(11)	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	17,000	20,400
(12)	介護医療院開設許可申請手数料	58,000	63,320
(13)	介護医療院変更許可申請手数料(構造又は設備の変更を伴うものに限る。)	33,000	39,030
(14)	介護医療院開設許可更新申請手数料	17,000	20,400
(15)	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	5,000	6,500
(16)	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	3,000	3,900

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金		
		～R8.3.31	R8.4.1～	
(17)	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	5,000	6,500	
(18)	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	3,000	3,900	
(19)	指定介護予防支援事業者指定申請手数料	15,000	18,000	
(20)	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	10,000	13,000	
(21) 第1号事業に係る 指定事業者指定申請手 数料	ア 介護予防相当サービス事業	5,000	6,500	
	イ 第1号訪問基準緩和サービス事業	4,300	5,590	
	ウ 第1号通所基準緩和サービス事業	4,400	5,720	
(22) 第1号事業に係る 指定事業者指定更新申請 手数料	ア 介護予防相当サービス事業	3,000	3,900	
	イ 第1号訪問基準緩和サービス事業	2,300	2,990	
	ウ 第1号通所基準緩和サービス事業	2,400	3,120	
<b>30 マンション管理適正化法(以下この項において「マンション管理適正化法」という。)</b>				
(1) マンション管理計画認 定申請手数料又は認定更 新申請手数料	ア マンションの管理の適正 化の推進に関する法律(平 成12年法律第149号。以下 「マンション管理適正化法」 という。)第5条の14各号に 掲げる基準に適合している ことを証する書類として市 長が別に定めるものを添付 する場合	(ア)長期修繕計画の数が1である場合	3,500	3,630
		(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1,500	1,620
	イ ア以外の場合	(ア) 長期修繕計画の数が1である場合	24,900	25,480
		(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合	14,300	14,690

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金		
		～R8.3.31	R8.4.1～	
(2) マンション管理計画変更認定申請手数料	ア 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合	12,400円(長期修繕計画を追加する場合にあっては、12,400円に当該追加する長期修繕計画の数に14,300円を乗じて得た金額を加算した金額)	12,750円(長期修繕計画を追加する場合にあっては、12,750円に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額)	
	イ 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合	12,400円に1を超える長期修繕計画の数に7,100円を乗じて得た金額を加算した金額(長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に14,300円を乗じて得た金額を加算した金額)	12,750円に1を超える長期修繕計画の数に7,390円を乗じて得た金額を加算した金額(長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額)	
<b>31 高齢者の居住の安定確保に関する法律</b>				
(1) サービス付き高齢者向け住宅の登録申請手数料又は登録更新申請手数料	ア 住宅の戸数に応じ、次に掲げる区分	(ア)10戸以下のもの	27,000	30,170
		(イ)10戸を超え20戸以下のもの	30,000	34,190
		(ウ)20戸を超え30戸以下のもの	34,000	38,210
		(エ)30戸を超え40戸以下のもの	37,000	42,230
		(オ)40戸を超え50戸以下のもの	41,000	46,250
		(カ)50戸を超え70戸以下のもの	48,000	54,290
		(キ)70戸を超え100戸以下のもの	59,000	66,350
		(ク)100戸を超えるもの	69,000	78,410

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類	料 金	
	~R8.3.31	R8.4.1~
<b>32 土壌汚染対策法</b>		
(1) 汚染土壌処理業許可申請手数料	240,000	240,000
(2) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料	224,000	224,000
(3) 汚染土壌処理業変更許可申請手数料	222,000	222,000
(4) 譲渡及び譲受の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	70,000	70,000
(5) 合併及び分割の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	70,000	70,000
(6) 相続の場合における汚染土壌処理業の承認申請手数料	70,000	70,000
<b>33 マンションの再生等の円滑化に関する法律</b>		
(1) マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料	160,000	157,660
<b>34 使用済自動車の再資源化等に関する法律</b>		
(1) 使用済自動車の引取業者登録申請手数料	3,000	3,000
(2) 使用済自動車の引取業者登録更新申請手数料	3,000	3,000
(3) 使用済自動車のフロン類回収業者登録申請手数料	5,000	5,000
(4) 使用済自動車のフロン類回収業者登録更新申請手数料	5,000	5,000
<b>35 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</b>		
(1) 鳥獣飼養登録申請手数料若しくは更新申請手数料又は登録票の再交付申請手数料	3,400	4,420

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				～R8.3.31	R8.4.1～	
36 長期優良住宅法						
(1) 長期優良住宅建築等 計画等の認定申請手数料	ア 新築であつて建築基準 関係規定適合審査の申出が ない場合	(ア) 確認書若しくは性能 評価書又はこれらの写し の添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	12,600	12,760	
			b 共同住宅等の場合は、 当該共同住宅等の床面積 の合計に応じ、次に掲げ る区分	(a) 500平方メートル以 内のもの	22,500	22,810
				(b) 500平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	35,500	35,880
				(c) 1,000平方メートル を超え3,000平方メー トル以内のもの	62,400	63,010
				(d) 3,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	96,200	97,180
				(e) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内のもの	149,900	151,450
				(f) 1万平方メートルを 超え2万平方メートル以 内のもの	249,500	251,950
				(g) 2万平方メートルを 超え3万平方メートル以 内のもの	319,100	322,300
				(h) 3万平方メートルを 超えるもの	362,300	365,850

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				~R8.3.31	R8.4.1~	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		45,400	45,930
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	106,100	107,230
				(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	169,500	171,220
				(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	334,400	337,710
				(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	598,500	604,370
				(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,028,400	1,038,530
				(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1,902,200	1,920,920
				(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	2,717,700	2,744,350
				(h) 3万平方メートルを超えるもの	3,329,100	3,361,760
			イ 新築であつて建築基準関係規定適合審査の申出があつた場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	
	(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		45,400	45,930	

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金	
				~R8.3.31	R8.4.1~
ウ 増築又は改築であつて建築基準関係規定適合審査の申出がない場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあつては、次号ウ又はエの規定による。)	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		18,600	18,790
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	33,500	33,870
			(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	54,900	55,480
			(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	91,200	92,160
			(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	146,000	147,430
			(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	222,600	224,820
			(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	377,800	381,600
			(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	478,400	483,100
			(h) 3万平方メートルを超えるもの	543,100	548,430

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				~R8.3.31	R8.4.1~	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		67,800	68,540
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	158,900	160,500
				(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	253,900	256,480
				(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	501,300	506,220
				(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	897,400	906,210
				(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,542,300	1,557,450
				(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,853,000	2,881,030
				(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,076,200	4,116,180
				(h) 3万平方メートルを超えるもの	4,993,300	5,042,290
			工 増築又は改築であつて建築基準関係規定適合審査の申出があつた場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあつては、次号ウ又はエの規定による。)	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	
	(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		67,800	68,540	

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金			
				~R8.3.31	R8.4.1~		
		オ 建築行為を伴わない既存住宅であつて建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	18,600	18,790	
				b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	33,500	33,870
					(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	54,900	55,480
					(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	91,200	92,160
					(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	146,000	147,430
					(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	222,600	224,820
					(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	377,800	381,600
					(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	478,400	483,100
					(h) 3万平方メートルを超えるもの	543,100	548,430

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金		
					~R8.3.31	R8.4.1~	
			(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	67,800	68,540	
				b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	158,900	160,500
					(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	253,900	256,480
					(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	501,300	506,220
					(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	897,400	906,210
					(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,542,300	1,557,450
					(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,853,000	2,881,030
					(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,076,200	4,116,180
					(h) 3万平方メートルを超えるもの	4,993,300	5,042,290
				カ 建築行為を伴わない既存住宅であつて建築基準関係規定適合審査の申出がある場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	18,600
	(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	67,800	68,540			

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				~R8.3.31	R8.4.1~	
(2) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料	ア 前号ア又はイにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	6,300	6,400	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	22,700	22,980	
	イ 前号ア又はイにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	6,300	6,400	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	22,700	22,980	
	ウ 前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	9,300	9,410	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	33,900	34,290	
	エ 前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	9,300	9,410	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	33,900	34,290	
	オ 前号オ又はカにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	9,300	9,410	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	33,900	34,290	
	カ 前号オ又はカにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	9,300	9,410	
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	33,900	34,290	
	(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料				3,000	3,050
	(4) 区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料				3,000	3,050
(5) 長期優良住宅建築等計画等の認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料				3,000	3,050	
(6) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料				160,000	157,660	

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類		料 金				
		～R8.3.31	R8.4.1～			
<b>37 低炭素化促進法</b>						
(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(ア) 一戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。)の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、(ウ)の規定による。)	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のとき	33,800	34,200	
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき	24,900	25,490	
			c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	17,200	17,450	
			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	4,600	4,720	
	(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のとき	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分			
			I 1戸のもの	141,900	143,510	
			II 1戸を超え5戸以下のもの	176,400	178,280	
			III 5戸を超え10戸以下のもの	204,200	206,490	
			IV 10戸を超え25戸以下のもの	243,400	245,950	
			V 25戸を超え50戸以下のもの	302,400	305,580	
			VI 50戸を超え100戸以下のもの	386,600	390,670	
			VII 100戸を超え200戸以下のもの	485,400	490,440	
			VIII 200戸を超え300戸以下のもの	602,800	609,090	
			IX 300戸を超えるもの	689,000	696,190	
	(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)a(a)の規定による金額」という。)に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)a(a)の規定による金額」という。)に7万960円を加算した金額			

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金	
					～R8.3.31	R8.4.1～
				(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に16万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に17万1,460円を加算した金額
				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に24万8,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に25万1,320円を加算した金額
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に32万1,600円を加算した金額
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に39万2,560円を加算した金額

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				～R8.3.31	R8.4.1～	
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
				I 1戸のもの	133,000	134,800
				II 1戸を超え5戸以下のもの	158,000	160,190
				III 5戸を超え10戸以下のもの	178,300	180,960
				IV 10戸を超え25戸以下のもの	208,500	211,780
				V 25戸を超え50戸以下のもの	254,400	258,680
				VI 50戸を超え100戸以下のもの	322,000	327,690
				VII 100戸を超え200戸以下のもの	403,400	410,770
				VIII 200戸を超え300戸以下のもの	493,300	502,560
				IX 300戸を超えるもの	554,900	565,610
				(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)b(a)の規定による金額」という。)に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)b(a)の規定による金額」という。)に7万960円を加算した金額
				(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に16万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に17万1,460円を加算した金額
				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に24万8,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に25万1,320円を加算した金額

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金		
					～R8.3.31	R8.4.1～	
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に32万1,600円を加算した金額	
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に39万2,560円を加算した金額	
				c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
				I 1戸のもの	125,300	126,690	
				II 1戸を超え5戸以下のもの	140,600	142,040	
				III 5戸を超え10戸以下のもの	155,200	156,910	
				IV 10戸を超え25戸以下のもの	175,700	177,550	
				V 25戸を超え50戸以下のもの	210,200	212,450	
				VI 50戸を超え100戸以下のもの	262,600	265,380	
				VII 100戸を超え200戸以下のもの	328,300	331,650	
VIII 200戸を超え300戸以下のもの	392,600	396,640					
IX 300戸を超えるもの	431,700	436,300					

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金	
					～R8.3.31	R8.4.1～
				(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)c(a)の規定による金額」という。)に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)c(a)の規定による金額」という。)に7万960円を加算した金額
				(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に16万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に17万1,460円を加算した金額
				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に24万8,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に25万1,320円を加算した金額
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に32万1,600円を加算した金額
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に39万2,560円を加算した金額

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金		
					～R8.3.31	R8.4.1～	
				d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
					I 1戸のもの	13,900	14,130
					II 1戸を超え5戸以下のもの	18,600	18,820
					III 5戸を超え10戸以下のもの	25,200	25,520
					IV 10戸を超え25戸以下のもの	35,800	36,240
					V 25戸を超え50戸以下のもの	53,700	54,330
					VI 50戸を超え100戸以下のもの	88,900	89,840
					VII 100戸を超え200戸以下のもの	135,300	136,740
					VIII 200戸を超え300戸以下のもの	168,400	170,240
					IX 300戸を超えるもの	179,100	180,960
					(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)d(a)の規定による金額」という。)に1万7,200円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)d(a)の規定による金額」という。)に1万7,420円を加算した金額
					(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に7万1,020円を加算した金額
					(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に11万6,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に11万7,920円を加算した金額

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金		
					～R8.3.31	R8.4.1～	
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に14万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に15万1,420円を加算した金額	
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に18万9,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に19万1,620円を加算した金額	
				(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合			
			(工) 住宅の部分をも有しない建築物(以下「非住宅建築物」という。)の全体的場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合	(a)1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
					I 300平方メートル以内のもの	238,700	241,230
					低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物(以下この項において「外皮性能の基準を適用しないもの」という。)	108,100	109,240
					II 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	380,700	384,610
					外皮性能の基準を適用しないもの	178,400	180,200
					III 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,800	547,420
					外皮性能の基準を適用しないもの	277,900	280,700
					IV 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	664,500	671,370

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金		
					～R8.3.31	R8.4.1～	
				外皮性能の基準を適用しないもの	356,800	360,560	
				V 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	783,200	791,300	
				外皮性能の基準を適用しないもの	426,400	430,840	
				VI 2万5,000平方メートルを超えるもの	893,900	903,190	
				外皮性能の基準を適用しないもの	496,700	501,800	
				b 低炭素建築物適合証の提出がある場合	1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
				(a) 300平方メートル以内のもの	9,300	9,410	
				(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,500	26,830	
				(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	79,600	80,430	
				(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	126,000	127,330	
				(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	159,100	160,830	
				(f) 2万5,000平方メートルを超えるもの	198,900	201,030	
				イ 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出があつた場合			
(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 一戸建て住宅の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、(ウ)の規定による。)	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法の時	16,900	17,120		
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法の時	12,400	12,760		
			c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準の時	8,600	8,740		
			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	2,300	2,380		

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				～R8.3.31	R8.4.1～	
			(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のと	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分	
				I 1戸のもの	125,000	126,370
				II 1戸を超え5戸以下のもの	142,200	143,760
				III 5戸を超え10戸以下のもの	156,100	157,860
				IV 10戸を超え25戸以下のもの	175,700	177,590
				V 25戸を超え50戸以下のもの	205,200	207,410
				VI 50戸を超え100戸以下のもの	247,300	249,950
				VII 100戸を超え200戸以下のもの	296,700	299,840
				VIII 200戸を超え300戸以下のもの	355,400	359,160
				IX 300戸を超えるもの	398,500	402,710
				(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)a(a)の規定による金額」という。)に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)a(a)の規定による金額」という。)に7万960円を加算した金額
				(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に16万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に17万1,460円を加算した金額
				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に24万8,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に25万1,320円を加算した金額

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金		
					～R8.3.31	R8.4.1～	
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に32万1,600円を加算した金額	
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に39万2,560円を加算した金額	
				b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
				I 1戸のもの	120,500	122,020	
				II 1戸を超え5戸以下のもの	133,000	134,710	
				III 5戸を超え10戸以下のもの	143,200	145,100	
				IV 10戸を超え25戸以下のもの	158,300	160,510	
				V 25戸を超え50戸以下のもの	181,200	183,960	
				VI 50戸を超え100戸以下のもの	215,000	218,460	
				VII 100戸を超え200戸以下のもの	255,700	260,000	
VIII 200戸を超え300戸以下のもの	300,700	305,900					
IX 300戸を超えるもの	331,500	337,420					

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金	
					～R8.3.31	R8.4.1～
				(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)b(a)の規定による金額」という。)に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)b(a)の規定による金額」という。)に7万960円を加算した金額
				(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に16万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に17万1,460円を加算した金額
				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に24万8,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に25万1,320円を加算した金額
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に32万1,600円を加算した金額
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に39万2,560円を加算した金額
			c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
				I 1戸のもの	116,700	117,960
				II 1戸を超え5戸以下のもの	124,300	125,640
				III 5戸を超え10戸以下のもの	131,600	133,070
				IV 10戸を超え25戸以下のもの	141,900	143,390

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金	
					~R8.3.31	R8.4.1~
				V 25戸を超え50戸以下のもの	159,100	160,840
				VI 50戸を超え100戸以下のもの	185,300	187,310
				VII 100戸を超え200戸以下のもの	218,200	220,440
				VIII 200戸を超え300戸以下のもの	250,300	252,940
				IX 300戸を超えるもの	269,900	272,770
				(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)c(a)の規定による金額」という。)に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)c(a)の規定による金額」という。)に7万960円を加算した金額
				(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に16万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に17万1,460円を加算した金額
				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に24万8,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に25万1,320円を加算した金額
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に32万1,600円を加算した金額
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に39万2,560円を加算した金額

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				～R8.3.31	R8.4.1～	
			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
				I 1戸のもの	11,600	11,770
				II 1戸を超え5戸以下のもの	13,900	14,110
				III 5戸を超え10戸以下のもの	17,200	17,460
				IV 10戸を超え25戸以下のもの	22,500	22,820
				V 25戸を超え50戸以下のもの	31,500	31,870
				VI 50戸を超え100戸以下のもの	49,100	49,620
				VII 100戸を超え200戸以下のもの	72,300	73,070
				VIII 200戸を超え300戸以下のもの	88,800	89,820
				IX 300戸を超えるもの	94,200	95,180
				(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)c(a)の規定による金額」という。)に1万7,200円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)d(a)の規定による金額」という。)に1万7,420円を加算した金額
				(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に7万300円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に7万1,020円を加算した金額
				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に11万6,700円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に11万7,920円を加算した金額

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金	
					～R8.3.31	R8.4.1～
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に14万9,800円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に15万1,420円を加算した金額
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)に掲げる区分	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に18万9,600円を加算した金額	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)d(a)の規定による金額に19万1,620円を加算した金額
				(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合		
				(工) 非住宅建築物の全体的場合		
				イ 建築基準関係規定適合審査の申出があつた場合		
<b>38 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</b>						
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	ア 一戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この項において同じ。)の場合	(ア) 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 200平方メートル未満のもの	33,800	34,200	
			b 200平方メートル以上のもの	37,800	38,220	
			(イ) 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 200平方メートル未満のもの	25,200	25,490
				b 200平方メートル以上のもの	27,800	28,170
			(ウ) 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 200平方メートル未満のもの	17,200	17,450
				b 200平方メートル以上のもの	18,600	18,790

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金	
				～R8.3.31	R8.4.1～
	イ 共同住宅等の場合	(ア) 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	68,300	69,040
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000	115,270
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,300	196,340
			d 5,000平方メートル以上のもの	278,500	281,430
		(イ) 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	50,400	50,950
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900	85,790
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,900	149,440
			d 5,000平方メートル以上のもの	216,200	218,450
		(ウ) 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	32,500	32,860
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,400	57,050
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,100	103,210
			d 5,000平方メートル以上のもの	154,500	156,140
	ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	(ア) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	18,600	18,790
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,100	37,550
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,200	95,170
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	141,900	143,410
e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの			176,400	178,250	
f 2万5,000平方メートル以上のもの			218,800	221,130	

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金		
			～R8.3.31	R8.4.1～	
	(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	22,500	22,810	
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,400	42,910	
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	100,800	101,870	
		d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,200	150,850	
		e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	184,300	186,290	
		f 2万5,000平方メートル以上のもの	228,100	230,510	
	工 アからウまで以外の場合	(ア) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	86,200	87,130
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	144,600	146,090
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,100	236,540
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	305,700	308,970
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	367,400	371,210
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	431,000	435,530

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金		
				～R8.3.31	R8.4.1～	
(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料		(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	225,500	227,830	
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,700	368,530	
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,600	525,980	
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	641,300	647,920	
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	758,000	765,840	
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	864,800	873,710	
	ア 一戸建て住宅の場合	(ア) 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 200平方メートル未満のもの	16,900	17,120	
			b 200平方メートル以上のもの	18,900	19,130	
		(イ) 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 200平方メートル未満のもの	12,600	12,760	
			b 200平方メートル以上のもの	13,900	14,100	
		(ウ) 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 200平方メートル未満のもの	8,600	8,740	
			b 200平方メートル以上のもの	9,300	9,410	
		イ 共同住宅等の場合	(ア) 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	34,100	34,540
				b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000	57,650
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	97,100			98,190		
d 5,000平方メートル以上のもの	139,200			140,730		

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金		
			～R8.3.31	R8.4.1～	
	(イ) 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	25,200	25,490	
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,400	42,910	
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,900	74,740	
		d 5,000平方メートル以上のもの	108,100	109,240	
	(ウ) 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	16,200	16,450	
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,200	28,570	
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,000	51,620	
		d 5,000平方メートル以上のもの	77,200	78,090	
	ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	(ア) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	9,300	9,410
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	18,500	18,790
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,100	47,600
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	70,900	71,720
e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの			88,200	89,140	
f 2万5,000平方メートル以上のもの			109,400	110,580	
(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	11,200	11,420	
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,200	21,410	
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	50,400	50,950	
		d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	74,600	75,410	
		e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	92,100	93,160	
		f 2万5,000平方メートル以上のもの	114,000	115,270	

# 手数料改定一覧

## 長崎市手数料条例

手数料の種類			料 金		
			～R8.3.31	R8.4.1～	
工	アからウまで以外の場合	(ア) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	43,100	43,580
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,300	73,060
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000	118,290
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,800	154,470
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	183,700	185,620
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	215,500	217,780

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金			
				～R8.3.31	R8.4.1～		
(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア 建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの		112,700	113,930	
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		182,300	184,280	
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		260,300	263,010	
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		320,600	323,910	
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		379,000	382,940	
			f 2万5,000平方メートル以上のもの		432,400	436,870	
	ア 建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(ア) 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が当該計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「建築物省エネ適合証」という。)又は性能評価書の添付があるもの((オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	4,600	4,710	
				(b) 200平方メートル以上のもの	4,600	4,710	
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	9,300	9,400	
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,900	20,120	
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,400	44,910	
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	79,600	80,420	
			(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	33,800	34,190
					(b) 200平方メートル以上のもの	37,800	38,210
				b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	68,300	69,030
					(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000	115,260
	(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,300	196,330				
	(d) 5,000平方メートル以上のもの	278,500	281,420				

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金	
				~R8.3.31	R8.4.1~
	(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(工)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	24,900	25,480
			(b) 200平方メートル以上のもの	27,500	28,160
		b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	49,800	50,940
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,000	85,780
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	146,300	149,430
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	213,900	218,440
	(工) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	17,200	17,440
			(b) 200平方メートル以上のもの	18,500	18,780
		b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	32,500	32,850
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,300	56,970
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,100	103,200
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	154,500	156,130
(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	9,300	9,400	
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,500	26,820	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,600	80,420	
		(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	126,000	127,320	

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類						料 金	
						~R8.3.31	R8.4.1~
					(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	159,100	160,820
					(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	198,900	201,020
		(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		(a) 300平方メートル未満のもの	86,200	87,120
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	144,500	146,080	
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,100	236,530	
				(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	305,700	308,890	
				(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	367,400	371,200	
				(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	431,000	435,520	
				(キ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		(a) 300平方メートル未満のもの
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,500			26,820	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,600			80,420	
		(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	126,000			127,320	
		(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	159,100			160,820	
		(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	198,900			201,020	

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類					料 金	
					～R8.3.31	R8.4.1～
		(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	225,500	227,820
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,700	368,520
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,600	525,970
				(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	641,300	647,910
				(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	758,000	765,830
				(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	864,700	873,700
				(4) 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料		
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	ア 建築基準関係規定適合審査の申出がない場合	(ア) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	2,300	2,370
				(b) 200平方メートル以上のもの	2,300	2,370
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	4,600	4,710
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9,900	10,070
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,200	22,470
(d) 5,000平方メートル以上のもの	39,800	40,220				

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金			
				~R8.3.31	R8.4.1~		
		(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	16,900	17,110	
				(b) 200平方メートル以上のもの	18,900	19,120	
			b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	34,100	34,530	
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000	57,640	
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	97,100	98,180	
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	139,200	140,720	
			(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	12,400	12,750
					(b) 200平方メートル以上のもの	13,700	14,090
				b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	24,900	25,480
					(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000	42,900
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,100	74,730			
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	106,900	109,230			

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類				料 金	
				~R8.3.31	R8.4.1~
	(工) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(ウ)、(力)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	8,600	8,730
			(b) 200平方メートル以上のもの	9,200	9,400
		b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	16,200	16,440
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,100	28,500
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,000	51,610
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	77,200	78,080
	(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	4,600	4,710
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,200	13,420
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,800	40,220
			(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000	63,670
			(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,500	80,420
			(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	99,400	100,520
(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(工)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	43,100	43,570	
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,200	73,050	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000	118,280	
		(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,800	154,460	

手数料改定一覧

長崎市手数料条例

手数料の種類						料 金			
						~R8.3.31	R8.4.1~		
					(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	183,700	185,610		
					(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	215,500	217,770		
					(キ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	4,600	4,710
							(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,200	13,420
							(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,800	40,220
							(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000	63,670
							(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,500	80,420
							(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	99,400	100,520
					(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)	a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	112,700	113,920
							(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	182,300	184,270
							(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	260,300	263,000
							(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	320,600	323,970
							(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	379,000	382,930
							(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	432,300	436,860
<b>39 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律</b>									
輸出証明書の発行手数料						300	400		

## 手数料改定一覧

長崎市障害福祉センター条例  
長崎市夜間急患センター条例  
長崎市国民健康保険診療所条例  
長崎市診療所条例

手数料の種類	料金	
	~R8.3.31	R8.4.1~
普通診断書	3,142	3,460
特別診断書(複雑)	7,333	8,290
特別診断書(簡易)	5,238	6,360
普通証明書	1,047	1,460
特別証明書	2,095	2,500

## 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例

手数料の種類	料金	
	~R8.3.31	R8.4.1~
返還手数料	3,771	4,900
飼養管理手数料	366	540

# 手数料改定一覧

## 長崎市屋外広告物条例

手数料の種類	料 金	
	～R8.3.31	R8.4.1～
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 0.5㎡未満	120	140
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 0.5㎡以上1㎡未満	220	260
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 1㎡以上2㎡未満	460	550
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 2㎡以上5㎡未満	970	1,160
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 5㎡以上10㎡未満	1,900	2,280
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 10㎡以上20㎡未満	3,400	4,080
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 20㎡以上30㎡未満	5,600	6,720
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 30㎡以上40㎡未満	7,900	9,480
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 40㎡以上50㎡未満	11,000	13,200
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの 50㎡以上	11,450円に50㎡以上の面積1㎡までごとに450円を加算	13,740円に50㎡以上の面積1㎡までごとに540円を加算
はり紙	5	5
はり札	120	140
立看板	220	260
講習手数料	2,000	2,000
業登録手数料	10,000	10,000

# 手数料改定一覧

## 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

手数料の種類	料 金	
	～R8.3.31	R8.4.1～
犬猫等の死体 収集運搬及び処分	1体につき 419	1体につき 620
ごみ、粗大ごみ等 収集運搬及び処分 事業活動によって生じたごみ	指定袋1袋につき 146	指定袋1袋につき 200
ごみ、粗大ごみ等 収集運搬及び処分 粗大ごみ 1m以下30kg以下	1個につき 523	1個につき 730
ごみ、粗大ごみ等 収集運搬及び処分 粗大ごみ 1m超～2m未満 30kg超～60kg未満	1個につき 1,047	1個につき 1,460
ごみ、粗大ごみ等 処分	1回の搬入につき10キログラムまでごとに 62.8	1回の搬入につき10キログラムまでごとに 80
し尿 収集運搬及び処分 人頭制	世帯員1人につき1月 1,173円  (無臭便槽の場合にあつては、1世帯ごとに便槽 1基につき838円を加算して得た額)	世帯員1人につき1月 1,173円  (無臭便槽の場合にあつては、1世帯ごとに便槽 1基につき838円を加算して得た額)
し尿 収集運搬及び処分 従量制	1回の収集につき18リットルまでごとに 419	1回の収集につき18リットルまでごとに 419